

○一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領

〔平成16年8月26日〕
制 定

(目的)

第1 この要領(以下「本要領」という。)は、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱(平成15年9月30日制定)第12条第1項に定める、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とすることができる場合において行う調査制度(以下「低入札価格調査制度」という。)の事務処理について定めるものとする。

(対象工事等)

第2 低入札価格調査制度の対象とする工事(以下「工事」という。)は、一般競争入札で発注する予定価格(消費税を含む。以下同じ。)が500万円を超える工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が適用しないと判断した場合は調査対象とはしない。

(低入札価格調査基準価格等)

第3 低入札価格調査制度を適用するための価格等の基準(以下「調査基準価格等」という。)は、次の各号のとおりとし、別添1「調査基準価格等の算定」による。

- (1) 調査基準価格：その価格を下回った場合に調査を実施する価格
- (2) 失格判断基準：その価格を下回った場合に調査を実施せず、入札者の提出した内訳書をもとに判断する基準

(予定価格調書への調査基準価格等の記載)

第4 調査基準価格等は、予定価格調書の摘要欄に記載を要しない。

ただし、対象工事については、調査基準価格を予定価格調書の摘要欄に記載する。

(入札参加者への周知)

第5 理事長は、入札参加者に対し本要領を閲覧に供することにより次の事項を周知する。

- (1) 調査基準価格等が設定されていること。
- (2) 調査基準価格が適用される対象工事の入札について以下の事項
 - ① 最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ② 第7の規定により調査資料を提出するよう通知を受けた場合は期限までに提出しなければならないこと。
 - ③ 調査結果は、第12又は第13の規定により通知されること。
- (3) 失格判断基準を満たさない入札者は、調査することなく落札とはならないこと。(以下「失格」という。)
- (4) 調査に関する資料と判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表されること。
- (5) 調査内容は、契約後に履行がされているか確認がされること。

(入札の執行)

第6 理事長は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者全員に対して「保留」と宣言をし、本要領により調査を実施するため、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査対象者への通知)

第7 理事長は、対象工事の入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札候補者を決定（以下「調査対象者」という。）し、第9以降に規定する調査を行う旨を通知する。

ただし、第8第1項の規定により失格とされた者は、調査対象者とはみなさない。

(失格判断基準の適用)

第8 理事長は、入札の結果、失格判断基準を満たさない入札が行われた場合には、第9に定める調査を行うことなく、直ちに失格とする。

2 失格と判断した入札者へは、失格とする旨をその理由を添えて通知するとともに、次順位者に対し落札者又は落札候補者とする旨を通知するものとする。

(調査の実施)

第9 理事長は、調査対象者から次の事項について、様式1により調査資料の提出を求める。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の根拠となる直接工事費の見積書、明細書及び単価表
- (3) 入札価格の内訳書の根拠となる諸経費の詳細な根拠資料（別添2）
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 資材購入先
- (6) 建設副産物の処理方法と処理先
- (7) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画
- (8) 過去1年間に実施した公共工事名及び発注者
- (9) 経営内容と信用保証（決算報告書、取引金融機関名、建設業法施行規則第4条、第10条、第19条の3に該当する資料）

2 理事長は、前項の項目のほか、調査対象者の次の事項について調査資料をまとめる。

- (1) 前年度及び前々年度に長野県住宅供給公社が発注した工事の成績状況
- (2) 経営状況（過去1年間に受注した公共工事の契約保証の状況等）
- (3) 信用状況（建設業法違反、下請代金の支払い遅延、賃金不払い等）
- (4) その他調査に必要な事項

(事情の聴取)

第10 理事長は、第9の調査に関して提出された資料に基づいて、調査対象者から事情聴取を行う。なお、調査に必要な場合は、調査対象者に追加提出を求めることができる。

2 理事長は、調査対象者が提出した資料に基づき調査を行うが、別添3「調査判断項目」を1つでも満たさない場合は直ちに失格と判断する。また、失格とされない調査対象者については、提出された資料に基づき適正な履行が可能かを判断する。

3 調査対象者は、当該入札に係わる責任者（代表者、支店長、営業所長等）が聴取に応じなければならない。

4 理事長は、事情聴取する職員をあらかじめ定めておく。

(調査結果)

第11 発注を担当する主管部長(所長)は、調査結果を様式2により取りまとめる。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第12 理事長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対しては、入札結果の公表により、その旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第13 理事長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者に対し、理由をそえて落札しない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。

2 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、第8から第12に定める手続きを再度行うものとする。

3 他の入札参加者に対して、第1項及び第2項の措置を入札結果の公表により知らせるものとする。

(低入札価格調査審査委員会の設置)

第14 理事長は、調査結果を審査するため、副理事長(副理事長が欠員のときは専務理事)を委員長とし常任理事、部長、関係課長等で構成する低入札価格調査審査委員会(以下「調査審査委員会」という。)を設置する。

(調査審査委員会への意見照会と回答)

第15 理事長は、調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、調査結果及び自己の意見を附して調査審査委員会の意見を求め、その意見をうけて判断することができる。

2 調査審査委員会は、理事長からの意見を求められたときは、審査を行い、意見を回答するものとする。

(調査及び判断経過の公表)

第16 本要領に基づいて調査対象者から提出された書類は、原則として閲覧により公表する。

2 理事長が行った調査結果は、原則として閲覧により公表する。

3 次に掲げる事項については公表をしないことができる。

(1) 調査対象者に著しい不利益を与える事項

(2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を期すおそれがある事項

(契約後の確認)

第17 理事長は、本要領に基づいて行った調査内容について、契約後全て確認する。

2 理事長は、前項の確認結果が第7及び第8の調査結果と異なり、それが明らかに故意によるものである場合は、調査対象者に対して書面による注意を行い、改善を求めると共に、改善結果について書面により回答を求める。

(該当する調査対象者への措置)

第18 理事長は、契約の内容に適合した履行がされないと認められた調査対象者及び第17第2項に該当する改善を求めたが、それに従わない調査対象者に対しては、以降の入札参加を制限することができる。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

(別添1)

調査基準価格等の算定

1 調査基準価格の算定

一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領の第3に定める調査基準価格等は以下の算定による。

2 共通事項

- (1) 入札価格が予定価格を超えたものは、予定価格と同額として算定する。
- (2) 算定する金額は1円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

3 建設工事

- (1) 調査基準価格の算定は、次式による。

① 建築工事

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.8 \times 1.15 \times 1.03$$

建築工事：建築工事、建築設備（管、電気等）工事等で「建築工事単価設定要領」を適用した工事

② ①以外の工事

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.8 \times 1.25 \times 1.03$$

- (2) 失格判断基準は、入札者が提出した内訳書の直接工事費（以下「入札者直接工事費」という。）及び諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計）について次のとおりとする。

ア 入札者直接工事費が設計価格の直接工事費の80パーセント以上であること。

イ 諸経費が入札者直接工事費の25パーセント（建築工事にあつては15パーセント）以上であること。

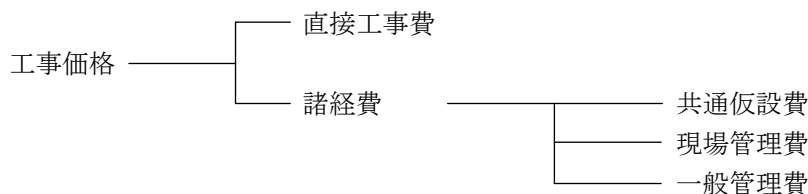
- (3) 工事費の構成が、通常と大きく異なる場合は、(1)及び(2)の基準は適用しない。その場合は、予め入札公告に適用しない旨を記載する。

（機器費を伴う特殊な積算や見積りを根拠とする場合で直接工事費の割合が高い場合）

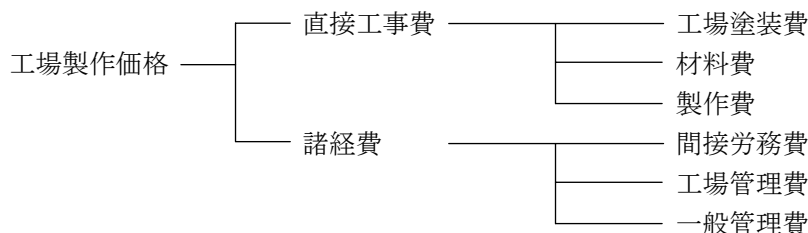
- (4) 工事価格を構成する直接工事費及び諸経費（間接工事）の区分は、次に掲げるとおりとする。

（いずれも消費税分を除く。）

① 通常の工事及び現場据え付け工事



② 工場製作に係る工事



- (3) 工場製作に係る工事と現場据え付け工事がある場合は、両者の合計とする。

(別添2)

判断項目の調査用 諸経費算定シート

- (1) 入札時に提出する内訳書の諸経費算定の根拠を下記の項目にそって具体的に記入して下さい。
- (2) 記入漏れや根拠のない記入があった場合には調査により失格となりますので、内容を確認のうえ、提出して下さい。
- (3) 根拠となる詳細な積算資料や見積書を添付して下さい。

大項目	中項目	判断項目	単位	数量	単価	金額	根拠資料名	
共通仮設費	運搬費	重機運搬のトレーラー等のリース代等(搬入搬出共)						
		重機運搬車の運転手の賃金や燃料代(搬入搬出共)						
		積上げで計上されている仮設材の運搬費						
		積上げで計上されている分解組み立てによる運搬費用						
	準備費	起工測量費用						
		丁張り設置等費用						
		現場の伐採、除根、整地及び片付け、清掃に要する費用						
	安全費	指定された日数の交通誘導員費用						
		交通安全設備等の設置撤去費						
		安全管理設備(手すり、標識、照明等)の設置撤去費						
		設備等の管理用労務費や電気・燃料費等						
	技術管理費	生コン、土質など品質管理試験費用						
		出来形管理測量費						
		写真等の費用						
		電子納品に要する費用						
	営繕費	現場事務所の設置撤去費用						
		現場事務所の借地費用						
		現場事務所の光熱水費、電話代						
		遠隔地の技術者、労働者の寄宿舎代						
	その他	設計図書に基づく必要な費用						
			小計					
	共通仮設費 (建築工事)	仮設建物費	現場事務及び下小屋等の設置撤去費					
			現場事務所等の借地費用					
		工事施設費	仮囲い、工事用道路等の設置撤去費					
		環境安全費	安全管理・合図の要員費用					
			安全標識、消火設備等の施設の設置撤去費用					
光熱水費		工事用給排水設備等の設置撤去費用						
	工事用電気設備の設置撤去費用							
屋外整理 清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け費用							
	屋外発生材処分費等							
その他	品質管理試験費用、写真費用							
	設計図書に基づく必要な費用							
		小計						
現場管理費・ 一般管理費	安全訓練費	安全訓練及び安全衛生に要する費用						
	従業員手当	現場代理人の給料及び諸手当						
	法定福利費	労災保険料、雇用保険料等の費用 建設業退職金共済制度等の雇用者掛金納付の費用						
	租税公課費	契約に係る印紙代、現場使用車両の自動車税等						
	工事登録費	工事登録費(コリンズ登録は500万円以上の工事)						
	契約保証費	契約保証及び前払い保証などに必要な保険料等						
	その他	本店との連絡調整に関する費用						
設計図書に基づく必要な費用								
		小計						
合計								

(別添3)

調査判断項目

大項目	中項目	具体的な項目	確認欄	
全体		入札時に提出された「工事費内訳書」と調査時に提出された「見積書」等の内容が整合しない場合。		
		「工事費内訳書」に違算があり、訂正した場合において、低入札価格調査事務処理要領3の(2)の失格判断基準を満たさなくなった場合。		
		「工事費内訳書」に違算があり、訂正した場合において、次順位者の入札価格を上回った場合。		
		建設業法22条に規定されている一括下請けに該当するおそれがある場合。		
		当該工事に必要な費用を他から補填している場合。		
直接工事費		最低賃金を下回る人件費を計上している場合。		
		元請積算価格が下請見積価格を下回る場合。		
		資機材について、見積書記載価格より低い価格で積算している場合。		
		資材、機械器具等(手持ちを含む)の費用が計上されていない場合。		
		設計図書で指定した仮設に要する費用が計上されていない場合。		
		その他、積算の根拠が明確でない場合。		
共通仮設費	建築工事以外	運搬費	現場で使用する機械、仮設材の運搬費用、トレーラー等のリース費用等が計上されていない場合。	
		準備費	現場の整地、起工測量、丁張り設置等に要する費用が計上されていない場合。	
		安全費	交通管理及び安全設備等の設置撤去費及び維持管理等に要する費用、指定された交通誘導員費用等が計上されていない場合。	
		技術管理費	品質管理の各種試験費用、写真等の費用が計上されていない場合。	
		営繕費	現場事務所の設置撤去や労務者の輸送に必要な費用が計上されていない場合。	
		その他	設計図書に基づく必要な費用が計上されていない場合。	
	建築工事	仮設建物費	現場事務所、下小屋等に要する費用が計上されていない場合。	
		工事施設費	仮囲い、工事用道路等に要する費用が計上されていない場合。	
		環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図の要員に要する費用が計上されていない場合。	
		光熱水費	工事用電気設備、工事用給排水設備等に要する費用が計上されていない場合。	
		屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の後片付け、屋外発生材処分等に要する費用が計上されていない場合。	
		その他	品質管理試験費用、及び設計図書に基づく必要な費用が計上されていない場合。	
現場管理費・一般管理費		安全訓練費	毎月1回、半日程度行う現場労務者の安全・衛生訓練に要する費用が計上されていない場合。	
		従業員手当	現場代理人・主任技術者の給料及び通勤手当等が計上されていない場合。	
		法定福利費	労災保険料、雇用保険料、建設業退職金共済制度等の費用が計上されていない場合。	
		租税公課費	契約に係る印紙代、現場で使用する車両の自動車税等が計上されていない場合。	
		工事登録費	必要額が計上されていない場合。	
		契約保証費	必要額が計上されていない場合。	
		その他	本社等との連絡調整に関する費用及び設計図書に基づく必要な費用が計上されていない場合。	

- 1 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)は別添様式(算定シート)により審査する。
- 2 諸経費の各項目にあっては、不要な項目について理由に妥当性がある場合は除外ができる。その場合には算定シートに理由を記入する。

(様式1)

一般競争入札に係る低入札価格調査制度に 関する調査回答について

平成 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 氏名 様

調査対象者 氏名 印

下記の工事の入札に関し、長野県住宅供給公社が定める長野県住宅供給公社の一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領に従い、資料を提出します。

なお、提出内容については虚偽の内容がないこと及び虚偽の内容が明らかになった場合にはいかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

また、提出した資料は、調査終了後に公表されることに同意します。

記

- 1 工事名
- 2 団地名
- 3 工事場所
- 4 工事概要
- 5 調査提出資料
 - (1) 事務処理要領第9に規定する調査資料
 - (2) 下請け予定業者及び材料等の購入先の見積書等
 - (3) その他
- 6 担当の所属氏名、連絡先

7 低入札価格調査項目に対する回答

	調 査 項 目	回 答
①	その価格により入札した理由 (より具体的に記載する)	
②	入札価格の内訳書、見積書等の内容 ・ 下請け業者の見積書 ・ 見積単価の根拠 ・ 施工体制台帳及び施工体系図 ・ 安全管理の方法と費用の見積書 など	
③	入札価格の内訳書の根拠となる諸経費の詳細な根拠資料 (事務処理要領別添2の2の算定シート)	
④	手持ち公共工事等の状況 ・ 手持ち公共工事の一覧 (発注機関を問わず) ・ 手持ち工事に配置済み技術者氏名、資格	
⑤	資材購入先	
⑥	建設副産物の処理方法と処理先	
⑦	技術者及び労働者の保有と配置計画 ・ 社員数と当該現場への配置計画 (職種別) ・ 技術者リストと当該現場への配置予定者	
⑧	過去1年間に実施した公共工事名及び発注者名	
⑨	経営内容 (1) 建設業法施行規則第4条、第10条、第19条の3に該当する以下の様式による。 ・ 様式15号 貸借対照表 ・ 様式16号 損益計算書 ・ 様式17号 利益処分 (損失処理) (2) 取引金融機関名 支店名まで記入	

以上の記載に相違ありません。